

2016年
12月中国四国農政局
山口県拠点


News Letter

～ 報道機関との意見交換会開催 ～

中国四国農政局山口県拠点は、農政に関する各種施策や現場の情報等を積極的に収集し発信することを目的として「報道機関との意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を毎年、開催しています。

意見交換会

今回の意見交換会は、前回「農業の現場により近い場所での開催を要望する」との意見があり、平成28年11月22日、秋川牧園（山口県山口市）の飼料用米保管用大型鉄板サイロの竣工式に併せて「飼料用米生産拡大に向けた先駆的な取組」と題して開催し、報道機関6社の参加がありました。

意見交換会では、まず秋川牧園秋川実会長から、秋川牧園が養鶏を中心とした耕畜連携を40年前から行っており、現在は畜産クラスターに発展したこと、平成21年から食料自給率の向上、コスト削減のため、飼料用米に取り組んでいること、飼料用米の生産コスト抑制のため鶏糞を生産農家に無償提供していること、飼料用米保管コスト削減のため大型鉄板サイロを建設したこと等の説明がありました。

また、山口県拠点からは、日本の食料事情、飼料用米生産拡大に向けた取組事例などの情報提供を行いました。



意見交換会の風景

報道機関からの質問等

報道機関からは、大型鉄板サイロに関することや飼料用米を使った場合の畜産物への影響等の質問があり、秋川牧園から大型鉄板サイロは、もみの水分含有量を調整することで空調設備が不要で保管コストが大幅に削減できること、飼料用米の給餌で、採卵鶏は、卵の色が薄くなるが配合内容の工夫で卵黄色は良い色となり、肉用鶏では、脂肪酸組成が改善され、味もさらに美味しくなるなどの説明がありました。

意見交換会を終了し、報道機関からは、事前に資料配布があれば良かった、普段はこのような情報に触れることがないので良かった等の意見が出され大変有意義な意見交換会となりました。

畜産クラスターとは

畜産クラスターとは、畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のことです。



大型鉄板サイロ

飼料用米張込み風景

国内で「鳥インフルエンザ」が発生しています。

消費者の皆様へ

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体※1は鳥の受容体とは異なること
- ・ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化※2されると考えられること（食品安全委員会）

※1. 受容体とは、ウイルスがヒトや動物に感染する際に最初に結合する細胞表面の分子のこと。

※2. 不活化とは、ウイルスが死滅する（感染性が失われる）こと。

食品安全委員会ホームページ <https://www.fsc.go.jp/sonota/toril603.html>

家きん飼養者の皆様へ

鳥インフルエンザへの嚴重な警戒をお願いします。

～消毒及び野鳥やネズミ等の野生動物の侵入防止対策の徹底～

11月末以降、青森県及び新潟県内の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しました。中国四国管内においても、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されるなど、いつ、どこで本病が発生してもおかしくない状況にあります。

家きん飼養者の皆様におかれましては、①家きん舎周辺等の消毒、②防鳥ネットなどの設置とその破損の有無の確認、③家きん舎の壁面の破損部分や屋根と壁の隙間などの小型野生動物の侵入経路の遮断について点検・確認を行い、必要に応じて修繕などを行って下さい。

また、これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行っていただき、死亡家きんが増えた、元気が消失した家きんが増えたなどの異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡して下さい。

【連絡先】家畜保健衛生所（山口県）

【東部】柳井市南町1-10-3 Tel : 0820-22-2416

【中部】山口市嘉川671-5 Tel : 083-989-2517

【西部】下関市豊田町殿敷1892 Tel : 083-766-1018

【北部】萩市椿3621-1 Tel : 0838-22-5677

鳥インフルエンザ情報 → 農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

流通・製造事業者の皆様へ

家きんの肉及び卵の適切な告知、取引をお願いします。

我が国においては、鳥インフルエンザが発生した農場の家きんや卵は全て処分され市場に出回ることはありません。家きんの肉及び卵の取扱いについて、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、適切な告知、取引をお願いします。

編集：中国四国農政局 山口県拠点

〒753-0088 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館3階

TEL (083)922-5200 FAX(083)934-1120 <農政局HP> <http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆各種メールマガジンを配信中（登録はこちらから）<http://www.maff.go.jp/chushi/mailm/index.html>